

伊万里市家庭系生ごみ減量化促進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、家庭から排出される生ごみの減量化を図るため、家庭用の電動式生ごみ処理機又は設置型コンポスト容器（以下「処理機等」という。）を購入する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することとし、その補助金については、伊万里市補助金等交付規則（平成9年規則第9号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 電動式生ごみ処理機 電気を利用して生ごみを乾燥し、又は細菌その他の生物の活動を促進することにより、生ごみを減量化し、又はたい肥化する機器をいう。
- (2) 設置型コンポスト容器 土中の細菌、微生物その他の生物の活動を利用して生ごみをたい肥化する容器をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 市内に住所を有し、市内に居住していること。
- (2) 処理機等を設置できる場所を市内に有し、適正に維持管理ができること。
- (3) 市税を滞納していないこと。
- (4) 過去に本人又は同一の世帯に属している者が、この要綱による補助金を交付されていないこと。

(補助対象となる処理機等)

第4条 補助金の交付の対象となる処理機等は、補助対象者が自らの家庭で使用する目的で購入したものであり、かつ耐用年数が5年以上のものであって、補助対

象者又は補助対象者と同一の世帯に属する者が購入した処理機等とし、1世帯当たり1基を限度とする。

（補助対象経費）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、処理機等の購入に要した費用とする。ただし、次に掲げる費用については、補助金の交付の対象としない。

- (1) 処理機等の保証料、配送料及び設置に要した費用
- (2) クーポン券、ギフト券等により支払った費用
- (3) 販売店独自ポイントサービス等を利用して支払った費用

（補助金の額等）

第6条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額とし、次の各号に掲げる処理機等の区分に応じ、当該各号に定める額を上限とする。

- (1) 電動式生ごみ処理機 20,000円
- (2) 設置型コンポスト容器 5,000円

2 補助金の額に100円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

3 補助金の交付の回数は、1世帯につき1回とする。

（交付の申請及び請求）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、伊万里市家庭系生ごみ減量化促進事業費補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 処理機等の取扱説明書、カタログ、パンフレット等
- (2) 処理機等を購入したことを証する書類（購入店舗、購入日及び購入金額が確認できるもの）の写し
- (3) 住民基本台帳及び納税状況の確認同意書（様式第2号）
- (4) 前号の住民基本台帳及び納税状況の確認同意書による同意がない場合は、申請者の住民票の写し又は市税の滞納がないことの証明書

(5) その他市長が必要と認める書類

2 前項の申請書兼請求書の提出期限は、購入した日が属する年度の3月31日までとする。

3 第1項の申請書兼請求書の提出をもって、規則第12条に規定する補助事業等実績報告書の提出があったとみなす。

(交付決定等)

第8条 市長は、前条第1項の申請書兼請求書の提出があった場合において、申請の内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定するとともに補助金の額を確定し、伊万里市家庭系生ごみ減量化促進事業費補助金交付決定通知書兼額の確定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の通知をしたときは、速やかに補助金を申請者に交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第9条 市長は、規則第16条各号若しくはこの要綱の規定に違反したときは、補助金の交付の決定を取り消し、既に補助金を交付している場合には、補助金の返還を命ずるものとする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の失効前に第8条の規定により交付の決定を受けた補助金については、第9条の規定は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。